

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第七百二十二号

昭和四十二年十一月七日専決処分した昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十二年十一月十七日

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,068,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(選) 木良の備註

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

3 地方交付税	1 地方交付税	9,080,114	6,543	9,086,657
---------	---------	-----------	-------	-----------

6 国庫支出金		9,159,716	9,178	9,168,894
2 国庫補助金		5,496,966	9,178	5,506,144
12 県 債		755,000	3,000	758,000
歳 入	合 計	27,050,187	18,721	27,068,908
歳 出				

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費	6 住宅費	6,121,311	18,721	6,140,032
		246,186	18,721	264,907
歳出合計		27,050,187	18,721	27,068,908

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正		補 正		後 値還の 方法
	限度額 千円	起債の 方法	限度額 千円	起債の 方法	
住宅建設費	15,000	%	18,000	千円	%
計	755,000		758,000		

鳥取県告示第七四二十一回

国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一号)第三十九条第三項の規定による同法同條第一項に規定する登録があつたもののみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十一号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十七日

鳥取県知事 石破一朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥医四二二八六	米田春毅	昭和四十一年十月二十日

鳥取県告示第七四二十一回

国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一号)第三十九条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同條第三項の規定による申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第三百六十一号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十七日

鳥取県知事 石破一朗

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬剤師の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
戸 田 医 院	八頭郡郡家町全内	科	戸 田 喜久	昭和四十二年十一月一日	乙表点数表
足 立 医 院	西伯郡淀江町内	科	足 立 吏郎	"	"
岡 空 診 療 所	淀江七九〇放 射 線 科	科	田 中 仁	十 日	"
足 立 内 科 医 院	米子市境港市佐斐神内	科	富 田 幸 美	十一 日	"
田 中 医 院	倉吉市上井	科	田 中 景 彰	"	"
足 立 内 科 医 院	町一丁目内	科	足 立 光 三	十 月 二十 日	"
足 立 内 科 医 院	四七七小児科	科			
足 立 内 科 医 院	内耳鼻咽喉科	科			
足 立 内 科 医 院	眼科	科			
足 立 内 科 医 院	足 立 光 三	"			
足 立 内 科 医 院	十 月 二十 日	"			

鳥取県告示第七百二十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	在地	営業所の所
倉振 第百三号	昭和三、〇二六	森下英雄 （トアミリーデバ たからや）	鳥取市東品治町一四二	鳥取市薬師繩 手三〇七の二		

鳥取県告示第七百二十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 実施する区域 別表のとおり
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
四 實施の期日 別表のとおり
五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表

実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 場 所
十一月二十七日	東 伯 町	各 鶏 舎
二十八日	羽 合 町	"

鳥取県告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字下神字砂除八三二の一
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜二 三〇九五の一三、三〇九六の一八、字砂浜三
三〇九七の一八、三〇九八の一六、三〇九九の九、字砂浜四 三一〇
〇の一〇、三一〇一の九、三一〇二の一、字砂浜五 三一〇三の二二、
三一〇四の九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月十七日から用途

廃止した。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者の名称 鳥取県知事 石 破 二 朗
事業の種類 小規模河川改修事業玉川改良工事
立ち入ろうとする土地の区域
倉吉市中通、折坂、田町、鍬本、荒神町、堺町一丁目、研屋町、魚
町、東仲町、西仲町、新町一丁目及び新町二丁目

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十二年十一月二十日から
昭和四十三年五月三十一日まで

鳥取県告示第七百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月十七日から用途
廃止した。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積 (メートル)	用 途
西伯町大字法勝寺字大王堂	一〇番地先から二七番地先まで	四六・五二	三三二・二五	道路敷
字机田	二七番地先から三七番地先まで	一八一・七〇		
字大王堂	三七番地先から三九番地先まで	一七〇・〇〇		
字大王堂	三九番地先	六三・六〇		
字寺の前	三九番地先	一六・〇〇		
字大王堂	三九番地先から三九番地先まで	一三四・六五		
字大王堂	三九番地先から三九番地先まで	三八六・八〇		
字淨土ヶ塙	三九番地先から三九番地先まで	七六・〇一		
字机田	三九番地先から三九番地先まで	二五・六二		
		〃	〃	水路敷

場所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市小田字宮ノ下五四ノ三番地先	一七・四四	道路敷
" 五三ノ四番地先	一四・八二	水路敷

鳥取県告示第七百三十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十一月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県知事 石破一朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市田島前ノ三	鳥取市西品治字新茶屋七八四の二	幅員・〇〇メートル
牧村勝一	七八五の二	延長 五・〇〇メートル
" "	字田島前の二	四〇・六〇メートル
" "	八〇一の四	
" "	八〇一の九	
" "	八二三の七	

鳥取県教育委員会委員長 井上善一

昭和四十三年度鳥取県立久松幼稚園園児募集要項

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久

松幼稚園」という。)

二 応募資格 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年四月一日までに出生した者(以下「五才児」という。)

昭和三十八年四月一日から昭和三十九年四月一日までに出生した者(以下「四才児」という。)

いずれも心身に障害がなく、集団生活に適応できる者

三 募集園児数 約百二十人(五才児約三十人、四才児約九十人)

四 入園志願書用紙の交付

入園を志願しようとする者の保護者は、次に定めるところにより入園志願書用紙の交付を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情で当該期間内に交付を受けられない者は、入園志願書受付期間中に交付を受けなければならない。

1 交付期間 昭和四十二年十一月二十一日(火)から昭和四十二年十

月二十七日(月)までのうち、毎日九時から十六時まで(日曜日及び祭日は除き、土曜日は十二時まで)とする。

2 交付場所 県立久松幼稚園

5 入園志願書の受付

1 入園志願書の受付期間等は、次のとおりとし、入園志願者の保護者

(代理人はいけない。)が持参しなければならない。

昭和四十三年度鳥取県立久松幼稚園の園児を次の要項により募集する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県教育委員会告示第二十八号

受付の期間及び時間

昭和42年11月17日 金曜日

鳥取県公報

昭和四十二年十一月二十八日（火）から昭和四十二年十一月三十日（木）までのうち、毎日十四時三十分から十六時三十分までとする。

(二) 受付場所

県立久松幼稚園

- 2 入園志願書を受け付けたときは、受付番号票を交付する。

六 入園の許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数をこえたときは、抽せんにより入園の許可を決定する。

七 抽せんの実施期日等

- 1 抽せんは、次のとおり行なう。

(一) 実施日時 昭和四十二年十一月四日（月） 九時から四才児

十三時から五才児

(二) 實施場所 県立久松幼稚園

- 2 抽せんの方法

入園の許可の発表

入園の許可の発表

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十一月十七日から施行する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

- 1 昭和四十四年度以降は、四才児のみ約九十人を募集する予定である。
- 2 この要項に関する質疑は、県立久松幼稚園（電話鳥取二二局三二五二番）に行なうこと。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十一月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第四十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「、吏員又は吏員以外の職員」を削る。

第二十条中「行政職五等級以上の職」を「行政職六等級以上の職」に、「医療職（二等級以上の職」を「医療職（三等級以上の職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示